

アルコール事業法に係るアルコールの輸入通関の際における取扱いについて

財関第 271 号
平成 13 年 3 月 29 日
改正 財関第 395 号
平成 18 年 3 月 31 日
改正 財関第 420 号
平成 19 年 3 月 31 日
改正 財関第 442 号
平成 29 年 3 月 31 日
改正 財関第 1120 号
令和 2 年 12 月 28 日

標記のことについて、別紙のとおり経済産業省製造産業局長から依頼があったので、平成 13 年 4 月 1 日からこれにより実施されたい。

別 紙

平成 13. 03. 27 製局第 1 号
平成 13 年 3 月 27 日
改正 平成 18. 03. 10 製局第 2 号
平成 18 年 3 月 15 日
改正 平成 19. 02. 19 製局第 3 号
平成 19 年 2 月 21 日
改正 20170309 製局第 1 号
平成 29 年 3 月 17 日
改正 20201222 製局第 1 号
令和 2 年 12 月 28 日

財務省関税局長 殿

経済産業省製造産業局長

アルコールの輸入通関の際における取扱いについて

アルコール事業法（平成 12 年法律第 36 号以下「法」という。）に規定するアルコ

ールの輸入の際の取扱いを下記のとおり定め、平成 13 年 4 月 1 日から実施することとしたので、税関における確認等は、下記により取扱いいただきたく依頼します。

記

1 対象となるアルコール

- (1) 法第 16 条第 1 項（輸入の許可）及び第 17 条（輸入の承認）に規定するアルコールとは、関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表第 2207.10 号に定めるアルコール分が 90%以上のアルコールのうち以下のものをいう。

イ 工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの

ロ 上記イ以外のもの

- (2) 上記(1)の各用語の定義は以下のとおりとする。

① 「工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの」のうち、「工業用アルコールの製造の用に供するもの」とは、法第 2 条第 1 項（定義）に規定するアルコールであって、法第 3 条第 1 項（製造の許可）により経済産業大臣の許可を受けた者（以下「製造事業者」という。）が工業用のアルコールを製造するために用いるものをいう。

② 「工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの」のうち、「酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの」とは、法第 2 条第 1 項（定義）に規定するアルコールであって、法第 26 条第 1 項（使用の許可）により経済産業大臣の許可を受けた者（以下「許可使用者」という。）が酢酸エチル若しくはエチルアミンを製造するために用いるものをいう。

2 税関における確認の内容

- (1) 上記 1 (1)イに該当するアルコールを通関する際の手続き

法第 16 条第 1 項により経済産業大臣の許可を受けた者（以下「輸入事業者」という。）に交付されたアルコール輸入事業許可書（以下「輸入事業許可書」という。）（アルコール事業許可等事務処理要領（以下「要領」という。）様式第 14（別添 1））の写しを税関に提出させるので、当該輸入事業許可書の写しをもって関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 70 条（証明又は確認）に規定された他法令の証明とされたい。

- (2) 上記 1 (1)イ以外のアルコールを通関する際の手続き

イ 業として輸入されるアルコールの場合

上記 2 (1)と同様とする。

ロ 経済産業大臣の承認を受けて試験、研究又は分析用として輸入されるアルコールの場合

法第 17 条ただし書の規定により経済産業大臣の承認を受けた者に交付されたアルコール試験研究輸入承認書（要領様式第 51（別添 2））の写し及びアルコール試験研究輸入承認申請書（アルコール事業法施行規則様式第 17（別添 3））の写しを税関に提示させるので、当該承認書等をもって関税法第 70 条に規定する他法令の証明とされたい。

3 留意事項

上記 2 の(1)及び(2)イについては、輸入事業者から保税地域内でアルコールの転売を受けた製造事業者、法第 21 条第 1 項の規定により経済産業大臣の許可を受けた者（販売事業者）、法第 26 条第 1 項の規定により経済産業大臣の許可を受けた者（許可使用者）及び法第 2 条第 4 項に規定する特定アルコールの譲渡を受けた者が輸入申告を行う際には、当該輸入事業者の輸入事業許可書の写しに当該アルコールが当該輸入事業者から譲渡されたものであることを証する書類（売買契約書等）の写しを添付したものを関税法第 70 条に規定する他法令の証明とされたい。

4 通関の際に疑義が生じた場合の取扱い

前記 1 から 3 に関して疑義が生じた場合は、次に連絡されたい。

経済産業省製造産業局素材産業課アルコール室

電 話 （03） 3501-1511 内線 3751

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

(別添1)

様式第14 (第14条第2項関係)

番 号
年 月 日

殿

経済産業局長 名

アルコール輸入事業許可書

年 月 日付けをもって申請のありました件については、アルコール事業法(以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、下記の条件を付して許可します。

申請のありました貯蔵所に係る整理番号は、別紙のとおりとします。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面により経済産業大臣に対して審査請求をすることができます。

訴訟により、この処分の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注1 処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注2 審査請求をして裁決があった場合には、処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

1. 許可番号 ○-○-○○○○○

2. 条件

- (1) アルコール(特定アルコール(法第2条第4項に規定する特定アルコールをいう。以下同じ。)を除く。)を廃棄処分しようとするときは、あらかじめ廃棄しようとする貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局長にアルコール廃棄処分届出書を届け出るとともに、経済産業局の職員の立ち会いの下で行うこと。
- (2) 特定アルコールを所持するときは、アルコール(特定アルコールを除く。)とは別に蔵置すること。ただし、法第25条及び第30条において準用する法第9条第1項の規定に準じて当該特定アルコールの数量の管理を行うときは、この限りでない。
- (3) アルコールを輸出したときは、当該輸出に関する書類を、輸出した日から5年間保存すること。

備考

- 1 アルコール廃棄処分届出書は、様式第14の2とする。
- 2 第14条第3項各号に掲げる条件以外の条件を付す必要があるときは、それを追記するものとする。

別紙

貯蔵所に係る整理番号一覧表

貯蔵所の名称	住 所	整 理 番 号	備 考

(別添2)

様式第51 (第30条第2項関係)

番 号
年 月 日

殿

経済産業局長 名

アルコール試験研究輸入承認書

年 月 日付け第 号をもって申請がありました件については、アルコール事業法第39条第1項の規定に基づき、下記の条件を付して承認します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面により経済産業大臣に対して審査請求をすることができます。

訴訟により、この処分の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注1 処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注2 審査請求をして判決があった場合には、処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

1. 本承認書に係るアルコールの輸入は、申請された陸揚地によること。
2. 本承認書に係る輸入したアルコールの試験、研究又は分析を行う場所は、申請された場所によること。
3. 本承認書に係る輸入したアルコールを処分するときは、申請された処分の方法によること。
4. 本承認書に係る業務に関し、アルコールの移出入に関する帳簿を備え、記載の日から5年間保存すること。

備考 第30条第3項各号に掲げる条件以外の条件を付す必要があるときは、それを追記するものとする。

様式第 17（第 18 条関係）

（別添 3）

年 月 日

経済産業局長 殿

（郵便番号 ）

申請者 住所

電話番号（ ）

商号、名称又は氏名

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、

商号又は名称

アルコール試験研究輸入承認申請書

アルコール事業法第 17 条に規定する試験研究輸入の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的	
輸入の時期（予定年月日）	
輸入するアルコールの度数	
輸 入 数 量	
陸 揚 地	
試 験、 研 究 又 は 分 析 を 行 う 期 間	
試験、研究又は分析を行う 場 所 の 名 称 及 び 所 在 地	
輸入したアルコールの 処 分 の 方 法	
現 に 営 ん で い る 事 業	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。